

2025年度 事業計画書

<2025 年度事業計画書の策定のポイント>

民間ユネスコ運動と世界的な課題解決への貢献

2024 年 11 月に UNESCO 主催の世界教育会議で発表された「フォルタレザ宣言」では、教育活動が平和で、公平かつ持続可能な未来を実現する力を持つことが再確認された。「市民社会も含む教育に携わるすべての関係者」にも向けられており、多様な草の根のユネスコ活動が取り組める世界的な課題は多い。

1) グローバルな視点の重視 - 教育課題のさまざまな背景への配慮 -

・世界寺子屋運動

アフガニスタン、ネパール、カンボジア、ミャンマーを対象に、最も教育機会から疎外された大人や子どもたちへの支援を継続する。

2) 国内の教育課題への取り組み

・自然災害の影響を受ける子どもたちの教育支援

・U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム～

を中心に、相対的貧困に苦しむ次世代の担い手の育成に注力する。

3) 多様な関係者との連携の重視と推進

地域で草の根推進事業に携わる会員をはじめ、各事業に関わる多様な組織・個人・支援者との連携を推進する。

目 次

2025年度活動方針	1
主要事業日程	2
事業計画内容	3
1. 国内における平和構築活動	3
2. 海外における平和構築活動	9



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

2025 年度 活動方針

民間ユネスコ運動の役割の再認識

協会連盟の長期ビジョン「Peace for Tomorrow」(2017-26)に基づき、2025 年度に実施する各事業を、国内外における教育と文化を通じた平和構築活動と位置づけて、さらに推進する。

教育・文化を通じた、世界が抱える諸課題解決への貢献

ユネスコ理念の実践として、長年協会連盟が積み重ねてきた、教育・文化における多様な草の根活動は、幅広い領域にアプローチできる。2024 年 11 月に UNESCO 主催の世界教育会議（ブラジル）で発表された「フォルタレザ宣言」では、教育活動が、平和で、公平かつ持続可能な未来を実現する力を持つことが再確認された。世界の動向を踏まえ、宣言が市民社会も含む教育に携わるすべての関係者に向けられていることを念頭に、2025 年度は以下を優先課題とする。

1) グローバルな視点の重視 — 教育課題のさまざまな背景への配慮 —

世界寺子屋運動 (2(1)①) では継続して、コロナ禍で拡大した格差と、紛争などの影響を最も強く受ける大人と子どもたちへの支援を行う。非識字者への支援は、戦争や紛争、気候変動や自然災害、文化的疎外などの要因で教育機会から疎外される人びとがいる限り、世界的な課題であり続けている。

2) 国内の教育課題への取り組み

令和 6 年能登半島地震等の、大規模災害の影響を受けた子どもたちの教育支援 (1(1)①) ならびに、相対的貧困状態の子どもたちの教育支援「U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム～」(1(1)③) を中心に、将来を担う次世代の学びと成長の機会を守り、可能性を育む活動に注力する。

3) 会員をはじめとする多様な関係者との連携

すべての活動は、草の根推進事業 (1(4)) に携わる会員や企業、行政、団体、個人などの支援者の協力が不可欠であり、より一層の連携強化を図る。とりわけ次世代(ユース層)に対するユネスコ活動への積極的な参画機会の創出に取り組む。なお UNESCO や ACCU(*)等のユネスコ関係組織との連携も引き続き重視し、推進する。さらに、協会連盟および重点事業を中心とした各活動の認知度向上と寄付訴求に向けた広報・ファンドレイジングの取り組みを拡充する。

*ACCU:公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター

2025 年度 主要事業日程（予定）

2025 年

5 月 17 日(土)	第 569 回理事会
6 月 14 日(土)	第 570 回理事会、第 571 回理事会、第 77 回定時総会
7 月～8 月	民間ユネスコ運動の日「平和の鐘を鳴らそう！」キャンペーン
7 月 12 日(土)	第 572 回理事会(新任役員説明会)
7 月 19 日(土)	「民間ユネスコ運動の日」
7 月末～8 月	高校生カンボジアスタディツアー（予定）
8 月 2 日(土)	第 61 回評議員会
9 月 13 日(土)	第 573 回理事会
9 月中旬	第 12 回「アクサ ユネスコ協会 減災教育プログラム」教員研修会
9 月 27 日（土）	関東ブロック・ユネスコ活動研究会（埼玉県深谷市）
10 月 18 日（土）	第 81 回日本ユネスコ運動全国大会 in 金沢（石川県金沢市）
10 月 26 日（日）	近畿ブロック・ユネスコ活動研究会（滋賀県長浜市）
11 月 1 日（土）	四国ブロック・ユネスコ活動研究会（香川県高松市）
11 月 8 日（土）	東北ブロック・ユネスコ活動研究会（福島県白河市）
11 月 8 日（土）	中国ブロック・ユネスコ活動研究会（岡山県倉敷市）
11 月 8 日（土） ～9 日(日)	九州ブロック・ユネスコ活動研究会（沖縄県那覇市）
11 月 15 日(土)	第 574 回理事会
11 月 15 日(土)	北海道ブロック・ユネスコ活動研究会（北海道江差町）
11 月 22 日(土)	中部東ブロック・ユネスコ活動研究会（神奈川県鎌倉市）

2026 年

1 月 24 日(土)	第 575 回理事会
2 月 14 日（土）	第 62 回評議員会
2 月上旬～中旬	第 12 回「アクサ ユネスコ協会 減災教育プログラム」活動報告会、 公開フォーラム
3 月 14 日(土)	第 576 回理事会
未定	日ユ協連リーダーセミナー

1. 国内における平和構築活動

(事業の内容)

子ども教育支援、地域遺産・世界遺産の保護保全・啓発、多文化共生促進、地域草の根推進の各分野により、我が国においてUNESCO憲章の理念に基づく平和構築活動を推進する人々の支援及び人材育成を行う事業

【事業の概要】

(趣旨)

UNESCO憲章の理念に基づき、平和な世界の構築を目指す。また、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）達成に向け、持続可能な社会の実現、生き生きとした地域社会の構築、「誰一人取り残さない」社会づくりを目指し、以下の事業を実施する。

(1) 子ども教育支援

子どもたちが安心して就学できる環境を整備する教育支援および質の高い教育を提供するプログラム支援を行う。

① 自然災害の被災地における教育復興支援

自然災害によって被災した児童・生徒を対象にした奨学金の給付等の教育支援を行う。

(a) ユネスコ協会就学支援奨学金

東日本大震災で被災し、地震・津波による住居の流失・損壊や、原発事故の影響による避難などの理由により経済状況が悪化した家庭の生徒を対象に、月額2万円を3年間給付（返還不要）する。新規奨学生採用は2023年度で終了。

(b) MUFJ・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金

東日本大震災で、両親または父母のいずれかが死亡・行方不明となった中学校・高等学校に在籍する児童・生徒を対象に、三菱UFJフィナンシャル・グループと協働で、一時金10万円と月額2万円の奨学金を給付（返還不要）する。対象生徒の進級、進学届の提出をもって、運営委員会にて承認する。

(c) 災害子ども教育支援

自然災害によって被災した国内の学校等を対象にした助成や、被災生徒を対象にした奨学金支援（返還不要）、復興ボランティアを行う青年等に対する支援を行う。支援対象、方法に関するガイドラインに基づき、運営委員会の承認を経て、支援を実施する。

② SDGs達成に向けた次世代育成

持続可能な社会の実現のために、教員や学校に対する教育研修プログラムを行う。

(a) アクサ ユネスコ協会 減災教育プログラム

アクサ生命保険株式会社の協力を得て、災害時、地域の重要な防災・減災拠点となる学校の「防災・減災教育」を推進する。全国の防災・減災教育に取り組む小・中・高等学校等を対象にした活動助成、助成校の教員を対象にした教員研修会、活動報告会および公開フォーラム等を行う。ホームページ等で助成校を公募し、審査会を経て助成を行う。

(b) 教育ツール開発事業

児童・生徒が、国内外のSDGsへの取り組みを学び、リーフレットの制作を行う等、教育ツールを開発する事業を行う。

(c) ユネスコスクール推進事業

青少年へのユネスコ活動普及のために、全国のユネスコスクール等を対象とし、SDGsへの取り組み活動に支援を行う。

③ その他の類する事業

(a) 地域協働型包括教育支援事業

「U-Smile～みんなでつなぐ子ども応援プログラム～」

相対的貧困等により国内で困難な状況に置かれている子どもたちを対象に、地域のユネスコ協会、他団体、行政、企業等と連携し教育支援、居場所支援等の地域協働型の包括的教育支援を実施する。

(2) 地域遺産・世界遺産の保護保全・啓発

世界遺産ならびに地域の有形・無形の文化、自然環境の保護・保全支援、啓発活動を行う。

①地域遺産の保護・保全支援

国内の文化や自然環境の保護・保全、次世代への継承を行う。

(a) 未来遺産運動

日本国内の文化や自然環境の保護・保全、継承を行う市民団体による活動を「プロジェクト未来遺産」として登録・顕彰し、未来につなぐ。公募による書類選考、現地調査を経て、未来遺産委員会にて登録プロジェクトを決定する。

②世界遺産の保護・保全支援

UNESCOの世界遺産の普及・啓発を行う。

(3) 多文化共生促進

国籍や民族等の異なる文化を認め合い、学び合い、共生に向けた相互理解を促進する。

① 国際理解・交流プログラム

協会連盟の支援対象地域を含む国々の多様な文化を学び、相互理解を促進する機会を提供する。

(a) スタディツアー

寺子屋運動実施国に参加者公募の上、審査を経て、ユースや協力者等を派遣する。

(b) 三菱アジア子ども絵日記フェスタ

アジアの6歳から12歳（24の国と地域）を対象とした絵日記コンテストを通じ、青少年の国際相互理解を促進する。三菱広報委員会、AFUCAとの共催。各国から集まった絵日記の選考を行い、グランプリ受賞者を決定。大阪において各国グランプリ受賞者を招待した国際表彰式等のイベントを開催する。

②UNESCO関連団体との連携促進

UNESCOをはじめ、WFUCA（世界ユネスコ協会クラブ・センター連盟）やAFUCA（アジア太平洋ユネスコ協会クラブ連盟）と連携をはかり、民間ユネスコ運動を推進する。

(a) 世界ユネスコ協会クラブ・センター連盟（WFUCA）の活動振興

世界で民間ユネスコ運動の普及のために活動する同連盟と連携し、ユネスコ精神のさらなる普及を図る。

(b) アジア太平洋ユネスコ協会クラブ連盟（AFUCA）の活動振興

アジア太平洋地域で民間ユネスコ運動の普及のために活動する各国の協会連盟と連携を図り、ユネスコ活動を推進する。また、加盟団体との連携強化や具体的活動の振興に協力する。

(c) UNESCO、関係団体との連携

UNESCO や関係団体と連携をはかり、民間ユネスコ運動を推進する。

③その他の類する事業

（４）地域草の根推進

平和な社会の実現に向け、地域の課題解決に資する民間ユネスコ運動を推進する。

① 地域草の根プログラム

会員および開催地等の市民が集い、地域から平和を考える各種会合を行う。

(a) 第81回日本ユネスコ運動全国大会 in 金沢

民間ユネスコ活動推進のため1年に1回、全国の会員が集い、会員及び開催地市民に、日ごろのユネスコ活動の情報提供を行うとともに、大会テーマについて研鑽に努める。本年は石川県での開催を予定。

テーマ 共に作ろう私たちのまち～能登半島の創造的復興を目指して
(仮題)

日 程 2025年10月18日（土）

会 場 石川県立音楽堂邦楽ホール

主 催 公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
石川県ユネスコ協会

(b) ブロック別ユネスコ活動研究会（全国8ブロック）

民間ユネスコ運動推進のため、会員及び開催地の市民を対象とした研究会を、全国8ブロックで開催する。

期 間 2025年9月～11月予定

場 所 全国8ブロック8ヵ所

主 催 公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟

都道府県ユネスコ連絡協議会、各地ユネスコ協会・クラブ

②ユースプログラム

青少年の育成に資する民間ユネスコ運動を推進する。

(a) 青少年活動助成

全国のユネスコ協会・クラブが行う青少年を対象としたSDGs実現に資する活動に対して助成を行う。協会連盟ホームページ等にて募集し、審査をへて助成事業を決定する。

(b) 青年ネットワーク強化

青年評議員や全国的青年連絡組織等による青年のネットワーク強化を検討する会議の開催や、青年全国大会の支援等を行う。また、ユース(大学ユネスコクラブ含む)対象のフォーラム等を今年度より試験的に開催する。

(c) みどりの絵コンクール

公益財団法人三菱 UFJ 環境財団との共催で、全国の4歳～小学6年生を対象にした「みどりの絵コンクール」の作品表彰を行う。協会連盟は募集協力を行い、ホームページ等で募集し、選考委員会が審査する。

③活性化推進プログラム

民間ユネスコ運動の次世代の担い手（ボランティア）を育成し、さらなる活性化を推進する。

(a) 日ユ協連リーダーセミナー

これからの民間ユネスコ運動の担い手などを対象に、オンラインセミナーを実施する。

(b) 民間ユネスコ運動の普及、促進

民間ユネスコ運動の日（「平和の鐘を鳴らそう」等含む）の普及、ユネスコ協会の新設、ユネスコ協会便の配信、動画配信、文科省・日本ユネスコ国内委員会等との連携を行う。

④その他の類する事業

(5) 普及広報・財務強化

UNESCO憲章の理念に基づき、平和や教育、文化等の重要性を発信し、SDGs達成に寄与する。

① 広報・PR

社会を巻き込み、協会連盟が取り組む活動の認知向上を目指して広報・PRを行う。

(a)機関誌、活動レポート、ホームページ、メールマガジン、YouTube、プレスリリース、SNS等を通じた広報・PR
各種支援者に活動成果を分かりやすく伝える情報発信を行うとともに、デジタル媒体などを活用した広報活動を拡充する。

(b)後援・共催等、他社主催事業・イベントへの協力
名義後援の対応を行う。

②ファンドレイジング施策

SDGsの達成のために、賛同者を増やし、財政基盤の安定・拡大をはかる。

(a) 寄付増強施策の実施

協会連盟および重点事業を中心とした各活動の認知度向上と寄付訴求に向けた広報・ファンドレイジングの取り組みを拡充する。また、遺贈の広報施策や遺贈受け入れ体制の強化を図る。

(b) 法人会員の拡充や企業寄付の強化

法人会員の拡充および企業等との連携強化を通じたファンドレイジング活動を実施する。

③その他の類する事業

2. 海外における平和構築活動

(事業の内容)

「世界寺子屋運動」、「一杯のスプーン」、世界遺産・地域遺産活動等の各事業により、海外においてUNESCO憲章の理念に基づく教育・医療(栄養、保健含む)・文化分野での平和構築活動を推進する人びとの支援及び人材育成を行う。

【事業の概要】

(趣旨)

国際相互理解の促進及び開発途上にある国や地域に対する教育・医療(栄養、保健含む)・文化支援等、を通して、平和な社会の構築と持続可能な社会の推進に寄与する。

(1) 途上国における教育支援

途上国において、公的教育を受けられない大人や子どもを対象に、基本的人権である教育の機会を提供する。

① 識字教育支援(世界寺子屋運動)

現地の教育省等と連携し、教育を受けられなかった大人や、公教育を受けられずにいる子どもたちへの識字教育支援、技術訓練等を行う。

(a) アフガニスタン(アフガニスタン寺子屋プロジェクト)

労働社会問題省、教育省識字局等と連携し、カブール県を中心に、主に成人(15歳以上)の識字教育、技術訓練等を実施する。

(b) カンボジア(アンコール寺子屋プロジェクト)

シェムリアップ州教育局と連携し、州内を対象に成人(15歳以上)の識字教育および技術訓練、公教育への復学支援クラス、幼児教育を実施する。
生涯学習の持続的な提供を担保するため、施設の運営管理者の能力強化を継続する。

(c) ネパール

世界遺産「ルンビニ」地域の3郡において中途退学ないし未就学の子どもを対象とした初等教育、幼児教育、ならびに生徒の親への識字クラスや収入向上活動を実施する。

(d) ミャンマー

バゴー地方域において、学校を中途退学した児童生徒を対象とした識字・ライフスキル教育を行う。

ミャンマー国内で事業実施が困難な場合には、他国に逃れたミャンマー難民への支援を検討する。

②識字教育普及促進プログラム

各地ユネスコ協会・クラブ、企業、団体、ユネスコスクール等と連携し、世界の識字問題の理解促進をはかる。

(a) 書きそんじハガキキャンペーン

「世界寺子屋運動」の事業資金となる未投函のハガキ等の回収キャンペーンを行う。

③その他の類する事業

(2) 途上国への医療・食糧支援（一杯のスプーン）

途上国のアジア諸国における貧困層を対象に無償の医療、食糧支援を行う。

① 医療・食糧支援（一杯のスプーン）

世界寺子屋運動を展開しているネパール、アフガニスタンにおいて、無償で医療・食糧支援を行う。

(a) ネパール

ルンビニの寺子屋が行う保健衛生活動などへの支援を行う。

(b) アフガニスタン

カブール市内のクリニックにおいて、医療活動、薬の提供、リハビリ治療等を行う。

② その他の類する事業

ガザ及び周辺地域における紛争により影響を受ける避難民や支援を必要とする人びとに対する人道支援等を行う。

(3) 世界遺産保護・保全支援

人材の育成や修復、世界遺産教育等を通じて、世界遺産の保護・保全を行う。

① 世界遺産保護、保全支援

アジア諸国の世界遺産を中心に、修復技術の移転、人材育成、世界遺産教育を行う。

(a) カンボジア

世界遺産「アンコール」周辺地域における住民の意識啓発を目的に、子ども（小学校相当）を対象とした塗り絵教材を活用した、世界遺産学習プロジェクトを継続する。

(b) インドネシア

UNESCOジャカルタ事務所との連携事業の終了時対応をするとともに、新規の案件に向けた調査等を行う。